

## アメリカ合州国における銀行・証券分離問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高木, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/15404">http://hdl.handle.net/10291/15404</a>

## d. 特別研究

### アメリカ合州国における銀行・証券分離問題

高木 仁

わが国証券取引法第65条の銀行・証券分離原則は、アメリカ合州国のグラス＝スティーガル法が母法である。近年、この原則の見直しがわが国で問題とされるに及び、アメリカにおける同様の問題の展開へ、関係者が注目するようになった。

アメリカで銀行の証券業務参入は、実際には銀行持株会社（BHC）の子会社が行なう。わが国では独占禁止法によって、持株会社の設立と運営は許されず、特例による銀行子会社が証券義務を行なうことになっている。銀行による証券業務参入は、「銀行・証券分離原則」、すなわち決済システムを担う銀行業務と、一般にリスクが高いとみなされている証券業務を、峻別すべきであるという問題に関わってくる。

アメリカで1933年銀行法は、初めて銀行・証券分離（いわゆるグラス＝スティーガル法）を定めたほか、あまり知られていないがBHCも初めて規制した。同法は、BHCおよび傘下子会社間の系列取引に限度規制を加えたが、これがわが国で関心を集めている銀行・証券間の業務隔壁（ファイアウォール）の始点である。BHCの規制については1933年以降多くの動きがあり、その結果1956年銀行持株会社法と1970年同改正法が制定された。特に後者においてBHCおよびBHC子会社が従事できる業務範囲が列挙され、いわゆる銀・証分離が具体的に明確化された。しかし、1980年代に入ってから、1970年法で定めた具体的な銀・証分離原則は、銀行（実際にはBHC）のなし崩し的な証券業務参入によって、法律の規定と現実が乖離していった。

すなわち、金融自由化したがって金融機関の業務同質化現象が広範囲にわたり、銀・証分離原則の見直しが各方面から要請されるようになった。現実には、分離原則の緩和が実施されてきたが、それは法改正の作業によるのではなく、管轄当局である連邦準備制度理事会（FRB）の行政措置で行なわれている。

ここ数年間、銀行へ実質的に証券参入を認めながら、しかも銀行・証券分離原則を貫徹させる可能性を

持つ、100%準備銀行と限定業務銀行の構想が関係者の関心を呼ぶようになった。この構想を織り込んだ研究成果が公表され、同構想に基づく法案提出も行なわれたが成立には至らず、問題の真の解決は現在のところまだ実現していない。

わが国では、本年から銀行の証券業務参入が開始される。アメリカで60年間に及んでいる銀・証分離原則の展開と、最近における100%準備銀行ないし限定業務銀行の構想のなりゆきは、今後わが国へ大きい影響を与えるものと思われる。